平成２９年（フ）第２４号
北九州市八幡東区尾倉３丁目９番20―706号
債務者　木下知恵美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７号
函館市若松町39番13号
債務者　小野寺麻矢
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２３号
函館市堀川町12番17号
債務者　三上　梨奈
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４号
函館市駒場町10番５号　中川アパート駒場１Ｆ右
債務者　林　絵理子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
北海道亀田郡七飯町大川８丁目14番６号
債務者　平野　精一
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２７号
名古屋市南区弥次ヱ町５丁目12番地の10　南区ひまわり２Ｆ12号
債務者　松原　成那
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６６号
名古屋市南区中江２丁目４番31号　レオパレス中江208号
債務者　三宅　茂弘
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０５９号
愛知県常滑市多屋町１丁目45番地の３　ラフィネ多屋Ⅲ117号
債務者　久貝　俊英
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
北九州市門司区西新町１丁目11番28号（福井アパート）
債務者　清家　真帆（旧姓古岡）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９号
北九州市戸畑区小芝２丁目10番25号
債務者　有田　節子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
北九州市小倉南区田原４丁目７番６号（102号）
債務者　中野キヨ子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１号
北九州市小倉北区江南町３番３号
債務者　佐々木聖司
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６３３号
さいたま市北区日進町２丁目1138番地　安田コーポ101号室
債務者　永原　　茂
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
長野市稲里町中氷鉋888番地15
債務者　柳澤　玲子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６４号
埼玉県川口市領家１丁目16番８号　第一松井荘203号
債務者　関根みづほ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８８号
埼玉県久喜市南２丁目11番６―103号
債務者　稲村　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２８号
埼玉県和光市下新倉５丁目３番58号　ビューティフルハイツＢ105、旧住所埼玉県和光市下新倉３丁目19番45号
債務者　福田　雅則
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係